

寝屋川市（平成 19 年 6 月 20 日から）

| 対象建築物  | 特定工程   | 特定工程後の工程   |
|--|--|--|
| <p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、新築、増築、又は改築に係る部分が次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１）住宅（兼用住宅・併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積が 50 m<sup>2</sup> を超えるもの</p> <p>（２）（１）以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p> | <p>◆基礎工事<br/>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 2）の基礎の配筋工事</p>   | <p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 2）の基礎のコンクリート打設工事</p>   |
|  | <p>◆建方工事（※ 1）<br/>（１．木造）<br/>屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かいの接合金物が目視できる工程）</p>  | <p>壁の外装工事又は内装工事</p>  |
|  | <p>（２．鉄筋コンクリート造）<br/>2 階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）</p> | <p>2 階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）</p> |
|  | <p>（３．鉄骨造）<br/>2 階の床版の取付け工事（平家建ての建築物については、建方工事）</p>  | <p>壁の外装工事又は内装工事</p>  |
|  | <p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造）<br/>2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配筋配置する工事</p>  | <p>2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事</p>   |
|  | <p>（５．前 4 項に掲げる構造以外の構造）<br/>屋根の工事</p>  | <p>壁の外装工事又は内装工事</p>  |
| <p>（６．前 5 項に掲げる構造の区分のうち 2 以上にわたる構造）<br/>該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>  | <p>（１）から（５）までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工事</p>  |  |

（※ 1） 工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※ 2） 法第 68 条の 10 第 1 項に規定する型式適合認定に係る建築物又は法第 68 条の 11 第 1 項に規定する型式部材等の製造者の認証に係る建築物を除く

適用除外 法第 85 条の適用を受ける建築物及び市長が認める建築物